証券コード　1795
平成29年12月５日

株　主　各　位

東京都江東区佐賀一丁目９番14号
株　式　会　社　マ　サ　ル
代表取締役社長　苅　谷　　純

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年12月21日（木曜日）午後５時30分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年12月22日（金曜日）午前10時

２．場　　所　東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
東京証券会館９階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第62期（平成28年10月１日から平成29年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第62期（平成28年10月１日から平成29年９月30日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　株式併合の件
第３号議案　定款の一部変更の件
第４号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.masaru-co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年10月 1 日から
平成29年 9 月30日まで）

1．企業集団の現況

⑴ 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度となるここ１年間の我が国経済は、当初の海外を要因とする環境悪化懸念を払拭し、世界的な製造業サイクルの好転を受けた輸出増加に加え国内需要が底堅さを増し、日銀短観においても全規模全産業の業況判断指数が26年ぶりの高水準を示し、個人消費も雇用所得環境の改善を背景に堅調に推移する等、裾野の広いバランスのとれた景気回復の様相を呈しました。

建築業界では、首都圏の再開発や2020年の東京五輪向けの建築需要が引き続き堅調でしたが、人手不足を背景に需給が逼迫し建築坪単価が上昇したことから、東京都内における、オフィスビル等の非居住用建物の着工面積はほぼ横這いとなりました。

このような状況のなか、当社グループは新中期経営計画（平成27年10月～平成30年９月）の方針「革新への挑戦」の２年目の方針として「誠実に、確実に、より早く」を掲げ、社会的要請に応え、安全で高品質な施工とサービスを確実にスピーディーに提供し、業容の拡大、業績の向上を図るべく、以下の経営施策に取り組んでまいりました。

「生産力の強化」：ＩＴ導入・教育訓練強化による生産効率の向上と労働時間短縮
協力会社での技能員雇用環境の改善、地方施工会社とのワークシェアリング

「営業力の強化」：営業統括担当役員を選任し新規顧客開拓体制を整備、直接受注の強化
新たな業務領域の開拓、社員の早期育成体制の構築

「現場力の強化」：出来高の向上、原価管理の一層の適正化、主任技術者の増強

また、仮本社への移転に伴い、柔軟な組織改編が出来る環境を整え、お客さまのニーズに積極的にお応えしつつ、協力会社とともに機動力を発揮し、業績の向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の受注高は90億16百万円と当初予想を下回りましたが、売上高は87億89百万円と当初予想を上回りました。利益面におきましては、当初予想を上回り、営業利益４億31百万円、経常利益４億59百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は新本社屋建築計画に伴う旧本社屋除却による特別損失を含め、２億16百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（建設工事業）

売上高は80億43百万円となりました。セグメント利益につきましては、３億58百万円となりました。受注高につきましては、83億46百万円となりました。

当期中の主な完成工事及び当期末の主な手持工事は次のとおりであります。（名称を一部簡略しております。）

	当期中の主な完成工事		当期末の主な手持工事	
新築防水工事	Ｋａｃｈｉｄｏｋｉ　Ｔｈｅ Ｔｏｗｅｒ	（鹿島建設㈱）	(仮称)新日比谷プロジェクト新築工事	（鹿島建設㈱）
	大手町パークビルディング	（㈱竹中工務店）	丸の内３－２計画	（大成建設㈱）
	ＧＩＮＺＡ　ＳＩＸ	（鹿島建設㈱）	渋谷駅街区開発計画東棟	（東急建設ＪＶ）
	京橋エドグラン	（清水建設㈱）	日本橋二丁目地区第一種市街地再開発事業Ａ街区	（㈱大林組）
	パークホームズ豊洲ザ　レジデンス	（㈱大林組）	大手町二丁目地区再開発施設建築物Ａ棟工区建設等工事	（㈱竹中工務店）
	赤坂インターシティ　ＡＩＲ	（㈱大林組）	浜松町１丁目地区再開発	（清水建設㈱）
改修工事	犬塚製作所ＩＳビル	（鹿島建設㈱）	三菱東京ＵＦＪ銀行本館	（㈱竹中工務店）
	ホテルニューオータニガーデンコート	（大成建設㈱）	凸版印刷東館外壁改修工事	（鹿島建設㈱）
	凸版印刷本社ビル	（鹿島建設㈱）	日本橋高島屋改修工事（重要文化財）	（㈱竹中工務店）
	晴海トリトンスクエアＸ棟外壁補修工事	（㈱竹中工務店）	センシティビル外壁シーリング改修工事Ⅱ期	（大成建設㈱）
	ＴＦＴビル東館（Ｆ棟）低層階外壁改修工事	（清水建設㈱）	港区立新郷土資料館改修工事	（大成建設㈱）
直接受注工事	第一工業製薬㈱蕨社宅大規模修繕工事	（第一工業製薬㈱）	御殿山トラストコート外壁改修工事	（森トラスト㈱）
			ＭＡビル改修工事	（㈱アベキャピタル）
			都営東金町二丁目（ＪＫＫ）	（東京都住宅供給公社）

（設備工事業）

売上高は７億49百万円となりました。セグメント利益につきましては、72百万円となりました。受注高につきましては、６億69百万円となりました。

（参考）当社の事業の状況は次のとおりです。

受注高・売上高・繰越高

（単位：千円）

区　　分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
新築防水工事	3,565,242	4,304,722	3,994,138	3,875,826
改修工事	1,957,820	2,947,872	3,259,166	1,646,527
直接受注工事	124,336	1,093,946	789,999	428,284
合　　計	5,647,399	8,346,541	8,043,303	5,950,637

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は１億49百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ．当連結会計年度中に完成した主要設備

建設工事業　　当社倉庫　　建替工事

ロ．当連結会計年度において継続中の主要設備

建設工事業　　当社新本社屋　　建替工事

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、本社屋の建替え資金として、金融機関より長期借入金として５億円の調達を実施しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第59期 平成26年９月期	第60期 平成27年９月期	第61期 平成28年９月期	第62期 平成29年９月期
受　注　高（千円）	4,866,587	10,043,473	9,134,139	9,016,420
売　上　高（千円）	3,290,125	9,974,434	9,598,945	8,789,655
経　常　利　益（千円）	22,531	417,216	579,501	459,646
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	3,744	169,606	377,166	216,689
１株当たり当期純利益　（円）	0.83	37.75	83.95	48.23
純　資　産（千円）	2,906,538	3,074,416	3,392,823	3,527,937
総　資　産（千円）	7,996,614	7,742,554	7,453,985	7,915,935

（注）第59期（平成26年９月期）は決算期変更により、平成26年４月１日から平成26年９月30日の６ヶ月間となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第59期 平成26年９月期	第60期 平成27年９月期	第61期 平成28年９月期	第62期 平成29年９月期
受　注　高（千円）	4,548,478	9,459,364	8,514,135	8,346,541
売　上　高（千円）	3,085,319	9,133,488	8,996,453	8,043,303
経　常　利　益（千円）	14,840	406,844	570,119	387,378
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△2,806	160,615	369,246	157,074
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）　（円）	△0.62	35.75	82.19	34.96
純　資　産（千円）	3,000,211	3,159,097	3,469,584	3,545,083
総　資　産（千円）	7,576,184	7,656,174	7,430,287	7,769,941

（注）第59期（平成26年９月期）は決算期変更により、平成26年４月１日から平成26年９月30日の６ヶ月間となっております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社塩谷商会	90,000千円	100%	空調・冷暖房・給排水等の設備工事

⑷ 対処すべき課題

当社グループは、以下の４点を主な対処すべき課題と認識しております。

① 技術者の育成

② 技能員の若年層の増強

③ 新規顧客、新規分野の開拓

④ 事業領域の拡大

これらの経営課題に対して、以下の経営施策を着実に実行し、業容拡大、収益確保を図ってまいります。

① 「技術本部」による「現場力」教育の徹底

② 当社での新卒技能社員採用、協力会社での採用活動の強化

③ 営業統括担当役員選任による新規営業強化、「たてもの改装部」増強による発注者への営業強化

④ 「経営戦略室」による事業領域拡大の検討、コンサルティング業務展開のマーケティング調査

更に、「原価管理室」による現場力の強化と内部統制の確実な実行を図る等、鋭意努力してまいります。

⑸ **新中期経営計画について**

３ヶ年の新中期経営計画（平成27年10月～平成30年９月）を策定し、スタートしております。

新中期経営計画

（対象期間：平成27年10月～平成30年９月）

❑方針：『革新への挑戦』

「マサルの社会的使命を果たすこと」「激動するマーケットに柔軟に対応すること」を目指し「あたらしいマサル」への先行投資を進めます。
新たな組織を立ち上げ、以下の施策を推進することにより「マサルブランド」を発展させ、業容の拡大、業績の向上を図ります。

◎生産力の強化

当社の強みである「機動力」を更に増強するとともに、「生産効率」向上を目指します

☑全国ネットワーク構築による技能員増員、外国人技能員の育成を検討

☑協力会社育成室を新設し、協力会社との連携を強化

◎営業力の強化

新たな事業の創造を目指し、「新事業領域の開拓」に着手します
新たな顧客を開拓し、直接受注を増強します

☑経営戦略室を新設し、新事業領域の研究、リサーチを開始

☑たてもの改装部を増員、拡張し、新規開拓営業を強化

◎現場力の強化

技術と技量を磨くことにより「信用」と「確実性」を高め、「マサルブランド」を発展させます

☑技術本部を設置、優れた技術・技量を選別、普及させ、技術・技量をレベルアップ

☑協力会社とタイアップし、革新的な技術を開発

⑹ **主要な事業内容**（平成29年９月30日現在）

建設工事業	新築防水工事
	改修工事
	直接受注工事
設備工事業	空調・冷暖房・給排水等の設備工事

⑺ **主要な営業所及び工場**（平成29年９月30日現在）

本社	東京都中央区日本橋浜町三丁目42番３号	
営業所	ソリューション事業部	（東京都中央区）
	たてもの改装部	（東京都中央区）
	営業本部	（東京都中央区）
	千葉営業所	（千葉県市川市）
株式会社塩谷商会	東京都大田区蒲田三丁目23番７号	

（注）本社屋建替えに伴い、平成29年６月５日より本社が一時移転致しております。

⑻ **使用人の状況**（平成29年９月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
建設工事業	114名	11名増
設備工事業	14名	４名増
合計	128名	15名増

（注）使用人数が前連結会計年度末に比べ15名増加しておりますが、その主な理由は、新卒者及び中途採用者による増加であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
114名	11名増	42.2歳	11.8年

⑼ **主要な借入先の状況**（平成29年９月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	373,103千円
株式会社みずほ銀行	367,430
株式会社三井住友銀行	96,660
株式会社商工組合中央金庫	93,450
株式会社名古屋銀行	82,400
日本生命保険相互会社	25,000
株式会社りそな銀行	11,130

⑽ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．株式の状況（平成29年９月30日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　17,300,000株

⑵ **発行済株式の総数**　4,505,757株

⑶ **株主数**　693名

⑷ **大株主**　（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社操上	800,000株	17.81%
株式会社苅谷	540,000	12.02
化研マテリアル株式会社	215,500	4.80
株式会社みずほ銀行	188,650	4.20
マサル協力企業持株会	159,700	3.56
苅谷純	142,225	3.17
野口興産株式会社	132,100	2.94
日本生命保険相互会社	129,200	2.88
マサル従業員持株会	123,029	2.74
菅野産業株式会社	110,100	2.45

（注）１．当社は自己株式（13,648株）を保有しております。
　　２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3．新株予約権等の状況

⑴ **当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況**

該当事項はありません。

⑵ **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

⑶ **その他新株予約権等に関する重要な事項**

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（平成29年９月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	苅谷　純	
取締役副社長	操上悦郎	営業統括担当
常務取締役	齊藤誠一	営業本部担当 兼 安全環境部担当
常務取締役	山﨑栄一郎	経営戦略室担当 兼 株式会社塩谷商会　代表取締役社長
取締役	近藤雅広	社長室長 兼 経営企画室長 兼 内部監査室長 兼 管理本部長
取締役	高橋聡一郎	ソリューション事業部担当 兼 原価管理室長
取締役	勝又　健	たてもの改装部担当 兼 経営戦略室長
取締役	七海　覚	行政書士
常勤監査役	大木信雄	
監査役	近藤忠憲	税理士
監査役	柴谷　晃	弁護士

（注）１．取締役七海　覚氏は社外取締役であります。
２．監査役近藤忠憲氏及び監査役柴谷　晃氏は社外監査役であります。
３．監査役近藤忠憲氏は、税理士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役柴谷　晃氏は、弁護士の資格を有しており企業法務等に関する相当程度の知見を有しております。
５．当社は、取締役七海　覚氏、監査役近藤忠憲氏及び監査役柴谷　晃氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

⑶ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取締役 （うち社外取締役）	8名 (1)	150,433千円 (3,360)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	13,440 (6,720)
合計 （うち社外役員）	11 (3)	163,873 (10,080)

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、平成20年６月開催の第52回定時株主総会において年額240,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。
3．監査役の報酬限度額は、平成20年６月開催の第52回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。
4．上記の報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額45,000千円（社外取締役を除く取締役７名に対して）が含まれております。

⑷ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役　七海　覚	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。建設業における長年の経験と豊富な知識を生かし、客観的で広範かつ高度な視野から公正な意見の表明を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　近藤忠憲	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会６回のうち６回に出席いたしました。税理士として主に会計もしくは税務的な見地から、公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　柴谷　晃	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会６回のうち６回に出席いたしました。弁護士として主に法務的な見地から、公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

5．会計監査人の状況

⑴ **名称**　　東陽監査法人

⑵ **報酬等の額**

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出拠出などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬額について同意の判断をいたしました。

⑶ **非監査業務の内容**

該当事項はありません。

⑷ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。不再任については特に定めておりません。

⑸ **責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社の全ての役員及び社員は、法令及び定款を遵守することは勿論のこと、企業倫理の向上を図り、誠実に行動するよう徹底するとともに、法令や規程の重大な違反等の問題が発生した場合には、取締役及び関係する執行役員（監査役は適宜参加）を構成員とする経営会議において、速やかに必要な検討と対応を実施します。

ロ．取締役会は、取締役会規程に則り、会社の業務執行の意思決定を行います。

ハ．取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督し、法令及び定款への適合性に関し問題が生じた場合は、取締役会及び監査役に報告します。

ニ．取締役は、取締役及び関係する執行役員（監査役は適宜参加）を構成員とする経営会議においては、問題発生の未然防止に努めるとともに、コンプライアンスの周知・啓蒙、リスク管理及び内部統制構築と推進等で重要な役割を担います。

ホ．監査役は、独立的な立場から、取締役の職務執行が適正に行われるよう監督します。また、監査体制の充実を図ります。

ヘ．内部統制室は、法令遵守、リスク管理、内部統制システム等を監査役と連携して整備し運用します。内部監査室は各部門に対し業務執行の適正性及び効率性について監査し、改善に向けた提言を行います。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．株主総会、取締役会等の重要な会議の意思決定に係る記録や、稟議規程等に基づき決裁を行った文書について、法令及び社内諸規程に基づき作成、保存が出来るよう文書管理規程を整備しています。また、必要に応じて、取締役、監査役等の閲覧要請があった場合に備え、適切かつ確実に検索できる状態で保存・管理を行います。

ロ．これらの管理責任者は管理本部長とします。

ハ．監査役は、取締役の職務執行に係る情報の作成、保存、管理状況について監査します。

③　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役の職務の執行を効率的に行うための体制として、毎月１回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催します。また、原則として定例取締役会を開催する週を除く毎週、取締役及び関係する執行役員（監査役は適宜参加）を構成員とする経営会議を開催します。

ロ．取締役の職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程においてその責任の所在、執行手続を定め、効率的に職務の執行が行われる体制を整備します。

ハ．取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役と執行役員及び部長職又はそれに準ずる者を構成員とする幹部会会議を毎月1回開催し、業務執行の迅速化・徹底とともに経営の監督機能強化を図ります。

④　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．業務遂行から生じる様々なリスクを管理するため、社内諸規程を整備し、主要なリスクについては継続的に監視します。全社のリスクに関する管理責任者を管理本部長とし、各部門の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施します。

ロ．リスク管理責任者は、取締役会、幹部会会議等の場を通じ総括的、横断的なリスク管理を行い、経営の健全性、株主の利益、社会的信用の向上を図ります。

ハ．内部監査室は、コンプライアンスも含めた全社の日常的なリスク管理状況の監査を実施します。また、具体的な個別事案の検証を通じて全社体制の適切性に関するレビューを実施します。なお、現場監査においては、指摘事項の改善状況を監視します。

ニ．リスクを発見した場合、又は発生する恐れのある事実を発見した場合には、直ちに代表取締役、部門長、管理責任者に報告します。

ホ．重大、緊急又は不測の事態が発生し、又はその恐れがある場合には、遅滞なくリスク対策本部を設置し、損害の拡大又は発生を防止する体制を整えます。

⑤　当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．グループ会社における業務の適正を確保するため、当社の「企業行動規範」に準じた規範を定め、各社にあったコンプライアンス体制を構築、運用します。

ロ．内部統制室長は、グループ各社に対し、関係会社管理規程、内部監査規程に基づき諸規程が法令及び定款に適合していることを確認します。

ハ．グループ各社の経営管理及び内部統制を行うため、関係会社管理規程に基づき、グループ会社における重要事項の決定に関して当社への報告を求めるほか、当社内部監査室が毎月１回グループ会社に対して行う内部監査にてコンプライアンスを含めた日常的なリスク管理状況の監査を行います。

ニ．グループ会社の取締役の職務の執行を効率的に行うため、各社にて取締役会を月１回開催するほか、当社に準じた規程を整備し、業務執行の迅速化を図ります。

⑥　監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項

監査役は、必要に応じて取締役会の承認の上で補助すべき社員を置くことができるものとします。

⑦　前号の社員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役が補助すべき社員を置く場合には、その監査役補助者の任命・解任・人事考課・処遇・人事異動等の改定については、監査役全員の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。

ロ．監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼任しないものとします。

⑧　取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役及び社員は、監査役の求めに応じて、遅滞なく業務執行状況の報告をします。

ロ．取締役及び社員は、法定の事項に加え当社グループに重大な影響を及ぼす事項、またその恐れのある事実、内部監査の実施状況及びリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、コンプライアンス上の重要な事項等を監査役に対して直ちに報告します。

ハ．内部通報制度規程を適切に運用し、法令違反やその他コンプライアンス上の問題について、内部監査室長・監査役への適時・適切な報告体制を確保し、また、内部通報を行った者に対する不利な取り扱いを禁止するものとします。

ニ．監査が効率的且つ効果的に行われるために、内部監査室との連携及び会計監査人からの監査結果等の報告及び説明を通じて、内部統制システムの状況を監視、検証する体制を確保するものとします。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、代表取締役と適時会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行います。

ロ．監査役は、内部監査室と緊密な連携を保つと共に、必要に応じて内部監査部門に報告を求めます。

ハ．監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人に報告を求めます。

ニ．監査役会は、適宜開催し、監査役間の意見及び情報の交換を行います。

ホ．監査役は、監査の実施にあたり、必要と認められる場合には、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を独自の判断で起用できるものとします。

ヘ．監査役の職務執行について生じる費用又は債務は、請求のあった後、速やかに処理します。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①　取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．企業行動規範を制定し、全ての役員及び社員に対し法令及び定款を遵守して行動するように徹底しております。

ロ．内部通報制度を整備し、全ての役員及び社員の職務執行における法令違反について早期発見と是正を図っております。

②　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．「リスク管理基本規程」に従って、当社に関わるリスクの識別、分析を行い適切な対応を行っております。

ロ．内部監査室にて内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役に報告いたしております。

③　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

原則として毎月１回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っております。

④　監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．代表取締役と監査役会は定期的に会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境の整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

ロ．また、監査役は、会計監査人と四半期ごとに情報交換を行っております。

７．会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

（平成29年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**6,826,378**	**流動負債**	**3,825,087**
現金及び預金	1,365,911	支払手形	156,869
受取手形	80,640	電子記録債務	243,803
電子記録債権	506,565	工事未払金	564,345
完成工事未収入金	1,855,028	短期借入金	25,000
未成工事支出金	2,733,027	一年以内返済予定の長期借入金	522,559
材料貯蔵品	8,948	未払費用	21,538
繰延税金資産	78,763	未払法人税等	36,384
その他	198,673	未成工事受入金	1,878,106
貸倒引当金	△1,180	賞与引当金	104,313
固定資産	**1,089,557**	役員賞与引当金	45,000
有形固定資産	**617,424**	完成工事補償引当金	15,290
建物	56,188	工事損失引当金	70,307
機械装置	1,791	その他	141,569
工具器具・備品	5,730	**固定負債**	**562,911**
土地	447,020	長期借入金	501,614
建設仮勘定	106,693	長期未払金	51,740
無形固定資産	**25,621**	繰延税金負債	9,557
ソフトウェア	25,621	**負債合計**	**4,387,998**
投資その他の資産	**446,511**	**純資産の部**	
投資有価証券	96,043	**株主資本**	**3,506,281**
長期貸付金	17,355	資本金	885,697
会員権	107,900	資本剰余金	1,261,600
出資金	4,037	利益剰余金	1,363,901
保険積立金	206,386	自己株式	△4,916
その他	87,148	**その他の包括利益累計額**	**21,655**
貸倒引当金	△72,358	その他有価証券評価差額金	21,655
		純資産合計	**3,527,937**
資産合計	**7,915,935**	**負債純資産合計**	**7,915,935**

（注）記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成28年10月１日から
平成29年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
完成工事高		**8,789,655**
完成工事原価		**7,367,713**
完成工事総利益		**1,421,942**
販売費及び一般管理費		**990,602**
営業利益		**431,339**
営業外収益		
受取利息	358	
受取配当金	2,362	
保険解約返戻金	27,654	
受取賃貸料	3,388	
その他	4,684	38,447
営業外費用		
支払利息	8,428	
その他	1,711	10,140
経常利益		**459,646**
特別損失		
減損損失	97,430	
固定資産除却損	30,428	127,858
税金等調整前当期純利益		**331,788**
法人税、住民税及び事業税	116,292	
法人税等調整額	△1,193	115,099
当期純利益		**216,689**
親会社株主に帰属する当期純利益		**216,689**

（注）記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年10月 1 日から
平成29年 9 月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	885,697	1,261,600	1,246,047	△4,702	3,388,641
当期変動額					
剰余金の配当			△98,835		△98,835
親会社株主に帰属する当期純利益			216,689		216,689
自己株式の取得				△214	△214
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	117,853	△214	117,639
当期末残高	885,697	1,261,600	1,363,901	△4,916	3,506,281

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	4,181	4,181	3,392,823
当期変動額			
剰余金の配当			△98,835
親会社株主に帰属する当期純利益			216,689
自己株式の取得			△214
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	17,474	17,474	17,474
当期変動額合計	17,474	17,474	135,113
当期末残高	21,655	21,655	3,527,937

（注）記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

⑴　連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　１社

連結子会社の名称　　株式会社塩谷商会

⑵　持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

⑶　連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

⑷　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

⑸　会計方針に関する事項

①　資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの　　連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金　　個別法による原価法

材料貯蔵品　　総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

ハ．デリバティブ　　時価法

②　固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　　定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

ロ．無形固定資産　　定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③　引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金　　役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ニ．完成工事補償引当金　　完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、将来の見積補償額に基づいて計上しております。

ホ．工事損失引当金　　受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

④　その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ．完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事　　工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）

その他の工事　　工事完成基準

ロ．消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「保険解約返戻金」（前連結会計年度は61千円）は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「雑収入」（当連結会計年度は4,684千円）は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外収益の「その他」で表示しております。

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「雑支出」（当連結会計年度は1,666千円）は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

3．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

4．連結貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　　31,947千円

⑵　期末日満期手形

期末日手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、連結会計年度末日が金融機関休業日であるため、次の期末日満期手形は満期日に交換が行われたものとみなして処理しております。

受取手形　　16,828千円

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,505,757株	－株	－株	4,505,757株

⑵　自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	13,249株	399株	－株	13,648株

（注）自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

⑶　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

平成28年12月22日開催の第61回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　　98,835千円
・１株当たり配当額　　22.0円
・基準日　　平成28年 9月30日
・効力発生日　　平成28年12月26日

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成29年12月22日開催の第62回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　　71,873千円
・配当の原資　　利益剰余金
・１株当たり配当額　　16.0円
・基準日　　平成29年 9月30日
・効力発生日　　平成29年12月25日

6．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

事業計画に照らし、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブは、余裕資金を効率的に運用するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、従業員等に対し貸付けを行っております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び工事未払金は、短期間で決済されるものであります。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後９年10か月であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券は、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取締役会で決定され、取引の実行及び管理は管理本部が行っております。月次の取引実績は、担当役員まで報告されております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各事業部門からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成29年９月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴　現金及び預金	1,365,911千円	1,365,911千円	－千円
⑵　受取手形	80,640千円	80,640千円	－千円
⑶　電子記録債権	506,565千円	506,565千円	－千円
⑷　完成工事未収入金	1,855,028千円	1,855,028千円	－千円
⑸　短期貸付金	2,968千円	3,176千円	208千円
⑹　投資有価証券			
その他有価証券	96,043千円	96,043千円	－千円
⑺　長期貸付金	17,355千円	17,093千円	△261千円
資産計	3,924,512千円	3,924,459千円	△53千円
⑻　支払手形	156,869千円	156,869千円	－千円
⑼　電子記録債務	243,803千円	243,803千円	－千円
⑽　工事未払金	564,345千円	564,345千円	－千円
⑾　短期借入金	25,000千円	25,000千円	－千円
⑿　1年以内返済予定の長期借入金	522,559千円	523,988千円	1,429千円
⒀　長期借入金	501,614千円	499,680千円	△1,933千円
負債計	2,014,191千円	2,013,687千円	△504千円

（注）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

⑴　現金及び預金、⑵　受取手形、⑶　電子記録債権、⑷　完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑹　投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

⑸　短期貸付金、⑺　長期貸付金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑻　支払手形、⑼　電子記録債務、⑽　工事未払金、⑾　短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑿　１年以内返済予定の長期借入金、⒀　長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規調達を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

7．1株当たり情報に関する注記

(1)　1株当たり純資産額　785円36銭

(2)　1株当たり当期純利益　48円23銭

8．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9．その他の注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

（平成29年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**6,456,633**	**流動負債**	**3,666,142**
現金及び預金	1,115,645	支払手形	156,869
受取手形	54,015	電子記録債務	243,803
電子記録債権	481,205	工事未払金	537,285
完成工事未収入金	1,820,921	短期借入金	25,000
未成工事支出金	2,704,516	１年以内返済予定の長期借入金	505,903
材料貯蔵品	6,148	未払金	74,699
前払費用	2,220	未払費用	16,849
繰延税金資産	78,763	未払法人税等	24,426
その他	194,377	未成工事受入金	1,812,096
貸倒引当金	△1,180	賞与引当金	88,313
固定資産	**1,313,308**	役員賞与引当金	45,000
有形固定資産	**594,481**	完成工事補償引当金	15,290
建物	56,188	工事損失引当金	70,307
機械装置	1,524	その他	50,297
工具器具・備品	5,595	**固定負債**	**558,715**
土地	440,679	長期借入金	497,418
建設仮勘定	90,493	長期未払金	51,740
無形固定資産	**25,621**	繰延税金負債	9,557
ソフトウェア	25,621	**負債合計**	**4,224,857**
投資その他の資産	**693,205**	**純資産の部**	
投資有価証券	96,043	**株主資本**	**3,523,428**
関係会社株式	255,844	**資本金**	**885,697**
長期貸付金	17,355	**資本剰余金**	**1,261,600**
会員権	107,900	資本準備金	1,261,600
出資金	1,820	**利益剰余金**	**1,381,048**
保険積立金	201,727	利益準備金	93,000
その他	84,874	その他利益剰余金	1,288,048
貸倒引当金	△72,358	別途積立金	291,508
		繰越利益剰余金	996,539
		自己株式	**△4,916**
		評価・換算差額等	**21,655**
		その他有価証券評価差額金	21,655
		純資産合計	**3,545,083**
資産合計	**7,769,941**	**負債純資産合計**	**7,769,941**

（注）記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成28年10月 1 日から
平成29年 9 月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
完成工事高		**8,043,303**
完成工事原価		**6,750,192**
完成工事総利益		**1,293,111**
販売費及び一般管理費		**934,269**
営業利益		**358,841**
営業外収益		
受取利息	356	
受取配当金	2,362	
保険解約返戻金	27,654	
受取賃貸料	3,388	
その他	4,591	38,353
営業外費用		
支払利息	8,104	
その他	1,711	9,816
経常利益		**387,378**
特別損失		
減損損失	97,466	
固定資産除却損	30,428	127,894
税引前当期純利益		**259,484**
法人税、住民税及び事業税	103,603	
法人税等調整額	△1,193	102,409
当期純利益		**157,074**

（注）記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年10月 1 日から
平成29年 9 月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	885,697	1,261,600	93,000	291,508	938,300	1,322,808	△4,702	3,465,403
当期変動額								
剰余金の配当					△98,835	△98,835		△98,835
当期純利益					157,074	157,074		157,074
自己株式の取得							△214	△214
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	58,239	58,239	△214	58,024
当期末残高	885,697	1,261,600	93,000	291,508	996,539	1,381,048	△4,916	3,523,428

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,181	4,181	3,469,584
当期変動額			
剰余金の配当			△98,835
当期純利益			157,074
自己株式の取得			△214
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	17,474	17,474	17,474
当期変動額合計	17,474	17,474	75,498
当期末残高	21,655	21,655	3,545,083

（注）記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　子会社株式　　移動平均法による原価法

②　その他有価証券

時価のあるもの　　事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

③　たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金　　個別法による原価法

材料貯蔵品　　総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

④　デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ　　時価法

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産　　定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

②　無形固定資産　　定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金　　従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

③　役員賞与引当金　　役員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給額を計上しております。

④　完成工事補償引当金　　完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、将来の見積補償額に基づいて計上しております。

⑤　工事損失引当金　　受注工事に係る将来の損失に備えるために、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

⑷　収益及び費用の計上額

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

①　当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事　　工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）

②　その他の工事　　工事完成基準

⑸　その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「保険解約返戻金」（前事業年度は61千円）は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「雑収入」（当事業年度は4,591千円）は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外収益の「その他」で表示しております。

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「雑支出」（当事業年度は1,666千円）は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

3．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

4．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　　30,677千円

⑵　期末日満期手形

期末日手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、事業年度末日が金融機関休業日であるため、次の期末日満期手形は満期日に交換が行われたものとみなして処理しております。

受取手形　　6,028千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	13,249株	399株	－株	13,648株

（注）自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

6．税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動資産）	
賞与引当金	27,253千円
役員賞与引当金	13,887千円
完成工事補償引当金	4,718千円
工事損失引当金	21,697千円
貸倒引当金	366千円
未払事業税	3,066千円
未払法定福利費	5,080千円
その他	2,693千円
計	78,763千円
繰延税金資産（固定資産）	
会員権評価損	12,499千円
会員権貸倒引当金	22,153千円
未払役員退職慰労金	15,842千円
小計	50,496千円
評価性引当額	△50,496千円
計	－千円
繰延税金資産合計	78,763千円
繰延税金負債（固定負債）	
その他有価証券評価差額金	△9,557千円
計	△9,557千円
繰延税金負債合計	△9,557千円

⑵　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率とその差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.3%
受取配当金等永久に損金に算入されない項目	△0.1%
住民税均等割額	1.3%
その他	4.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.5%

7．関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引は、重要性が乏しいため記載を省略しております。

8．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　789円18銭

⑵　１株当たり当期純利益　34円96銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10．その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年11月16日

株式会社マサル
　取締役会　御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　金　城　　保　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　早　﨑　　信　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社マサルの平成28年10月１日から平成29年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マサル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年11月16日

株式会社マサル

取締役会　御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　金城　保　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　早﨑　信　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社マサルの平成28年10月１日から平成29年９月30日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年10月１日から平成29年９月30日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務等の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び東陽監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年11月17日

株式会社マサル　監査役会

常勤監査役　大木信雄　㊞

社外監査役　近藤忠憲　㊞

社外監査役　柴谷晃　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第62期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元を最も重要な経営課題の一つと位置づけ、業績に裏付けされた利益配分を安定的且つ継続的に行うことを基本に、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

１．配当財産の種類
　金銭といたします。

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき金16円といたしたいと存じます。
　なお、この場合の配当総額は71,873,744円となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日
　平成29年12月25日といたしたいと存じます。

第２号議案　株式併合の件

１．株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に集約することを目指しております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしたいと存じます。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位（５万円以上50万円未満）の水準にするとともに、発行済株式の適正化を図ることを目的として、株式併合（５株を１株に併合）を実施いたしたいと存じます。

２．併合の割合

当社普通株式について、５株を１株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合後の発行済株式総数は901,151株となります。

また、株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

３．株式併合の効力発生日

平成30年４月１日

４．効力発生日における発行可能株式総数

3,460,000株

５．その他

その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第３号議案　定款の一部変更の件

１．事業目的の追加

⑴　提案の理由

当社の事業内容の多角化に備え、現行定款第２条（目的）に事業目的の追加をするものであります。

⑵　変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行	変更案
第1章　総則	第1章　総則
（目的）	（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1．～ 8.　（条文省略）	1．～ 8.　（現行どおり）
（新設）	9．建設工事全般における技術指導・調査・設計・施工・監理に関わる総合コンサルティング業
9．前各号に附帯する一切の事業	10．前各号に附帯する一切の事業

2．株式併合及び株式単元の引下げ

⑴　提案の理由

第２号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第６条を変更するとともに、全国証券取引所が平成27年12月17日に「売買単位の100株への移行期限の決定について」を公表し、その移行期限を平成30年10月１日と決定したことから、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するため、現行定款第７条を変更するものであります。

また、本定款の一部変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成30年４月１日に生ずるものとする旨の附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

⑵　変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行	変更案
第2章　株式 （発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、1,730万株とする。 （単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。 （新設）	第2章　株式 （発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、346万株とする。 （単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。 （附則） 第６条及び第７条の変更は、平成30年４月１日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は、平成30年４月１日の経過後、これを削除する。

第４号議案　取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成20年６月24日開催の第52回定時株主総会において、年額２億4,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬額の範囲内で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1,500万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものと致します。

現在の取締役は８名（うち社外取締役１名）であります。また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年２万株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）以内と致します。なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

⑴　譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より20年間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

⑵　退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、使用人、その他これに準ずる地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

⑶　譲渡制限の解除

上記⑴の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、使用人、その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記⑵に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記⑵に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

⑷　その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以　上

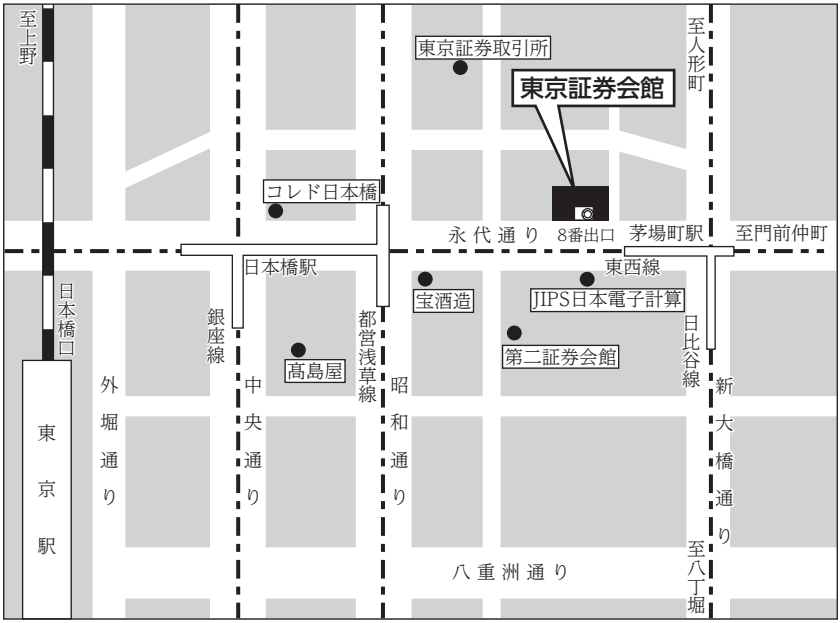
メ　モ

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

場　　所：東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
東京証券会館　９階



交通のご案内

地下鉄　日比谷線　茅場町駅（８番出口より直結）
　　東　西　線　茅場町駅（８番出口より直結）
　　銀　座　線　日本橋駅より徒歩５分
　　都営浅草線　日本橋駅より徒歩５分
Ｊ　Ｒ　東京駅日本橋口より徒歩約15分

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。